

# 「未来世代法」は公共機関のあらゆる意思決定に 「未来世代の幸福」を組み込む法律です

特定非営利活動法人未来世代のための市民委員会  
代表理事 河合史恵

未来世代のためのウェルビーイング法（Well-being of Future Generations Act、通称：未来世代法）は、2015年に英国を構成する国の1つ・ウェールズで制定、2016年より施行されている法律です。

未来世代法は、国や公共機関に対して、国民の総意で決めた「7つのウェルビーイング目標」を達成することを義務付けています。また、事業施策の決定において、持続可能な開発原則に基づき、今の世代と未来世代のウェルビーイングを守ることを、未来世代コミッショナーという政府に任命された役職が、未来世代の代弁者となり、各公共機関の相談役となって、未来世代法を統合的に推進します。SDGsを単なる達成目標としてではなくて、国内法で達成を義務付けた、世界で初めての法律です。

この法律ができたことで、ウェールズでは高速道路建設をやめて、歩行者と自転車が優先の交通政策に切り替えました。また、世界ではじめてフェアトレード国家の認証を受けたり、2000年前後には5%ほどだったリサイクル率を、2025年度には68.4%・世界第二位まで押し上げたり、めざましい変化を起こしています。

## NPO 未来世代のための市民委員会について

京都を中心に全国で活動する未来世代のための市民委員会は、2023年に未来世代法に出会い、活動をはじめました。気候変動に関するオンライン勉強会で、明日香壽川先生（東北大学名誉教授）から紹介されたのが「未来世代法」でした。はじめてこの法律の存在を知った時、「この世界にこんな法律があるのか！」とびっくりして衝撃を受けました！そして、これをどうしても日本でやりたいと強く強く思い、翌日からすぐ活動をはじめました。

活動の動機は、日本のあらゆる事業施策が、いのちを最優先に置く政策に切り替わることで、そのためにウェールズ未来世代法から学べることがたくさんあると強く思いました。

未来世代法の5要素（長期的視点／予防原則／市民参加／横断的協働／統合的視座）を少しずつでも織り込んでいくことが、困難でありながらも世界を本当に変える力があると思えたからです。

私たちは、未来世代が安全かつ幸福に生きることができる地球環境および社会制度・社会環境を引き継ぐ責任があります。その自覚を持ち、地球環境との関わり方と、合意形成のあり方を見直し、未来の世代が十分な選択肢を持ってのびのびと生きることができる世界を引き渡すために、それに気づくことができた人のみではなく、仕組みが変わることで、誰でもその責任を全うすることができる必要があると考えました。

そうしてNPO法人を設立し、主に地方自治体での条例制定、総合基本計画など上位計画への導入、あらゆる事業政策への導入を目指し、地方議会議員・地方自治体に向けてロビー活動や講演／ワークショップ／読書会などを通じた未来世代法の普及啓発活動を行っています。

なぜ地方議会・自治体を中心にするかというと、ウェールズは日本の道府県1つ分ほどの小さな国であること、そしてウェールズ未来世代法は、環境・経済・社会・文化にまたがる広範で統合的な法律なので、いきなり日本の国の法律として導入するのは難しいだろうと考えたからです。

これまでに、東京都杉並区・埼玉県日高市・北海道ニセコ町・千葉県市川市などの地方議会  
の質問の中で未来世代法が紹介され、栃木県小山市では市長臨席のもと行政主催の講演会とワー  
クショップが開催されました。

そして、ただ条例や計画の中に入れていいということではなく、形骸化せず、本当の意味で  
日本の事業施策が持続可能な開発原則に沿うように変わっていくためには、行政の意識と文化、  
意思決定の際の優先順位そのものが変わっていく必要があると考えていることから、自治体の規  
模や状況に合わせ、伴走支援できる関係性を育むことを大切にしています。未来世代法には、市  
民参加が重要な要件として入っているからです。

未来世代法には、それを可能にするだけの、あらゆる指標・チェックツール・事例がありま  
す。ウェールズから学び、日本の自治体ごとの文化・風習・歴史・特性に合わせてカスタマイズ  
しながら、持続可能性を根っこから育てていくために。









未来世代法の活動は、まだまだはじまったばかりです。どうかたくさんの方のみなさまに知っ  
ていただき、応援・参画をいただきたいと願っております。

(京都市右京区在住)

<参考>

- ・NPO 未来世代のための市民委員会ウェブサイト <https://futuregenerations.jp/>
- ・「Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015」法律原文 (英語)  
<https://www.legislation.gov.uk/anaw/2015/2/contents>

## 未来世代のためのウェルビーイング法の構造

<p><b>国の7つの ウェルビーイング目標 (持続可能な開発)</b></p>	<p>豊かな ウェールズ</p>	<p>社会的耐性 のある (レジリエ ントな) ウェールズ</p>	<p>より 健康な ウェール ズ</p>	<p>より 平等な ウェールズ</p>	<p>コミュニ ティ が機能 している ウェールズ</p>	<p>活気ある文化 と活発な ウェールズ語 を持つ ウェールズ</p>	<p>グローバ ルな 責任を果 たす ウェールズ</p>
<p><b>国の現状を 理解する</b></p>	<p>国家指標</p> 		<p>進捗指標 (マイルストーン)</p> 		<p>未来動向レポート</p> 		
<p><b>実現する (ウェルビーイング義務)</b></p>	<p>それぞれの義務 公的機関</p>		<p>共同の義務 公的サービス会議</p>		<p>コミュニティのカウンシル 〔自治体区評議会〕</p>		
<p><b>5つのやり方 (持続可能な開発 原則)</b></p>	<p>協働</p> 	<p>〔諸活動の〕統合</p> 	<p>〔利害関係者の〕関与</p> 	<p>長期的視座</p> 	<p>予防</p> 		
<p><b>変化を可能にする (説明責任)</b></p>	<p>ウェールズ未来世代コミッショナー</p>		<p>ウェールズ監査役</p>		<p>ウェールズ議会</p>		

出典: The Essentials (<https://www.gov.wales/well-being-future-generations-act-essentials>)

書籍紹介

ジェーン・デイヴィッドソン著 監修: 中村民雄/明日香壽川 訳: 加藤紗代

### 『未来のために今日行動する』

ウェールズ発 「未来世代のためのウェルビーイング法」ができるまで

(明石書店刊、2700円+税)

